

令和3年5月21日

徳島県剣道連盟

初段以下審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン
(6月20日実施分)

【審査会を開催するにあたって】

- 1 徳島県剣道連盟（以下ガイドラインにおいて「主催者」）は、審査会を開催するにあたって、受審者、保護者並びに審査員、立ち合い、係員等（以下関係者）に対し、この審査ガイドラインの内容を徹底する。
- 2 審査は、中部（中央武道館）、西部（美郷ふるさとセンター体育館）、南部（小松島市立体育館）の3会場とする。3会場ともに受付は8：45分からと12：00分からの2回に分け実施する。受付時間以前の入場は禁止する。
- 3 主催者は、審査会場内の密集を避けるため、受審者の保護者又は付き添い者（以下保護者等という。）の入場を1名に制限する。見学者の入場は認めない。
- 4 各会場の受付は、受審者と保護者が一緒に入場受付を行った後、審査受付を行う。
- 5 保護者等は、別添「審査会入場時チェック表」に必要事項を記載し、審査当日入場受付に提出する。
- 6 受審者、保護者等並びに関係者は、本審査会実施にあたってのガイドラインを遵守し、安全な審査会の運営に協力する。

【受審にあたって】

1. 以下に該当する者は受審できない。
(ア) 基礎疾患のある者

- 基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう
 - これらの者が理由あって受審する場合は、主治医の承認を得るものとする
- (イ) 発熱のある者（個人差があるが、一般的には 37.5 度以上ある者をいう）
- (ウ) 咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者
- (エ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- (オ) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 2 受審者は、面マスク及びいわゆる家庭用マスクを持参し着用する。
- 3 受審者の飛沫防止用マウスシールドについては、稽古、審査及び試合時には必ず着装するとの全日本剣道連盟の統一見解が示されたことから新型コロナウイルス感染防止のため実技審査時には必ず着装する。

【入場にあたって】

- 1 受審者、保護者等は、自宅と審査会場との往復の際にはマスクを着用し感染予防に努める。
- 2 審査会場内での密集を避けるため、可能な限り自宅又は車内であらかじめ着替えを行った上、入場する。
- 3 主催者は、入場口を広くしたり、多数の係員を配置したりするなど、受審者及び保護者等が施設に入場する時、行列（密）にならないよう配慮する。
 - (ア) やむを得ず行列になる場合に備え、入口外に 2メートル毎に目印のテープを貼る。
 - (イ) 行列を整理するために、係員を適正に配置する。

- 4 入場受付にアルコール除菌液を設置し、受審者、保護者等は手指消毒を行う。
- 5 主催者は、入場受付において非接触型体温計により受審者、保護者等の体温測定を行う
- 6 体温測定により 37.5 度以上ある者は、入場できない。

【審査会場内での留意事項】

- 1 審査会場内において受審者及び保護者等は、フィジカル・ディスタンス（人と人の距離、最低でも 1メートル、できれば 2メートル）を常に保つようにする。
- 2 原則、保護者等は審査会場には入場できない。観覧席、主催者が指定した場所等においてフィジカル・ディスタンスを保ち待機する。
- 3 県下 3 会場は、収容人員がそれぞれ異なり観覧席もない会場もあることから、会場によっては保護者等の全てが入場できない状況である。このため現在受審中の保護者等以外は会場外で待機（例えば他の施設、車中での待機等）を行うなど、現在受審中の保護者等が優先して観覧できるよう相互に協力を行う。
それでも密集になった場合は、主催者は一時的に入場制限を行う。
- 4 観覧席は密集にならないよう必ず 1 席を空けて使用する。長椅子も 3 人掛のところを 2 人までの配席とする。
- 5 受審者は、実技審査時（面マスク使用）を除いて、常にマスクを着用する。保護者等、関係者もマスクを着用する。

【審査会の行程】

- 1 3 会場共通
 - 5～3 級
 - ・受付 8：45～ 9：30
 - ・稽古 9：30～ 9：50
 - ・開会式 9：50～10：00

・審査開始 10:00～終了

○ 2～1級、初段

・受付 12:00～12:45

・稽古 12:45～13:05

・審査説明 13:05～13:15

・審査開始 13:15～終了

・初段学科 審査説明終了後、主催者が指定した場所で行う。

2 各区分ごとに合否の発表

5級から1級、初段の順で実施し、各区分ごとの審査が終了した時点で審査の合否を発表する。合格者は主催者が指定した場所において証書の受領又は登録手続きを終え、速やかに会場から退場すること。

【審査時の注意】

- 1 学科、木刀による剣道基本技及び日本剣道形の審査は主催者が指定した場所でマスクを着用して実施する。
- 2 実技審査に当たっては、面マスク及びマウスシールドを必ず着用する。面マスク及びマウスシールドの装着がなければ実技審査を受けることができない。

【その他】

- 1 主催者の関係者は必ずマスクを着用する。入場受付、審査受付、合格受付、審査進行及び整理誘導の係員は、マスクのほか飛沫感染防止のため、さらにフェイスシールドを着装する。
- 2 審査会当日の連盟稽古会は行わない。
- 3 受審者及び保護者等は、審査会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合、主催者（徳島県剣道連盟事務局）に対して速やかに発症者及びその容体等を報告する。

以上